

《会議録》

内 容： 第7回信濃川のあり方検討委員会

日 時： 平成27年1月27日（火） 10:00～11:45
場 所： 保健センター 3階 集団指導室
出席者： 十日町商工会議所 池田専務理事
十日町市農業協同組合 田口経営管理委員会会長
十日町土地改良区 小林事務局長
川西土地改良区 数藤事務局長
中里土地改良区 吉楽事務長
中魚沼漁業協同組合 長谷川組合長
（公社）十日町青年会議所 大島理事長
信濃川をよみがえらせる会 山田事務局長
（一）十日町市観光協会 村山会長
十日町市商工会連絡協議会 杉谷中里商工会長
高山地区振興会 高橋委員
西部地区振興会 尾身委員
吉田地区自治振興会 高橋委員
水沢地区振興会 保坂委員
川西地域振興会 柄沢委員
中里まちづくり協議会 南雲委員
新潟県自然観察指導員 野上委員
J R信濃川発電所業務改善事務所 佐坂所長
十日町市建設部 東 部長
アドバイザー 大熊 新潟大学名誉教授
〃 庚 パワードライブR117代表
事務局（建設課） 池田技監・庭野課長・桶谷・渡貫

開 会

1. 委員長あいさつ

十日町商工会議所 池田専務理事

2. 新任委員紹介

（公社）十日町青年会議所 馬場大和 ⇒ 大島 博

3. 報告事項

- (1) 第6回委員会以降の主な経過について
- (2) 専門部会の議論の内容について
- (3) 第7回、8回宮中取水ダム試験放流検証委員会報告について
- (4) ラフティング印象調査の結果について

《質疑応答》

（南雲委員：中里まちづくり協議会）

28℃を超えた水温の日の、宮中ダムに流入してきた水の水温はどのくらいだったのでしょうか。
入ってきた水の温度はどの位で、例えば下流では何度になったのかという結果はでているのでしょうか。

（事務局）

それについてはまだこの検証委員会の報告では温度までは示されていないので、今は分からない状態です。

（南雲委員：中里まちづくり協議会）

それが分かると放流量とか水温上昇というのがどういう関係にあるのでしょうか。

（事務局）

宮中取水ダム試験放流検証委員会で水利水温予測モデルというのを作っていますが、その中で示されるのが次回の委員会です。そこで流入の温度というのも当てはめれば傾向が分かると思いますので、まだそのところは検証しきれていないというのが現状です。

(委員長)

まだ最終の結論が出ていない、報告されていませんので、残念ながら理解できない（報告できない）という状態になるということです。

(高橋委員：吉田地区自治振興会)

ラフティングというのは年齢制限があるのですか？

(事務局)

実際に我々十日町市で関わってやったラフティングについては、年齢の制限というのはしないでやりました。今回、印象調査で参加された方の一番の高齢の方は、70歳代の方が参加してくださいました。小学生については、小学校3年生以下は保護者の方と乗っていただくのが望ましいというような形でやっております。ただ、実際のラフティングのツアーなどの商品となった場合に年齢が制限されるのかどうかというのはちょっと把握できていないところですが、もしアドバイザーの庚さんからお話いただけるようであればお願いします。

(庚アドバイザー)

ラフティング自体に関しては年齢制限はございません。それぞれの川が持っている川の水量、速さによって各地域で定めるという事です。十日町市では概ね60～200トの間で一般的なツアーを行う時は、小学生であれば参加いただけるような形でお考えいただければ大丈夫かと思えます。

(高橋委員：吉田地区自治振興会)

もう一点、ラフティングするには、水量が多ければ多いほどスリルもあるし急流激流というのも出来るわけで面白いと思いますが、私もラフティングを色々な所でやっていますが、信濃川では一昨年宮中から小千谷まで経験させてもらいました。その時は40トだったのですが、水量が多いと確かにラフティングというのはスリルがあって面白いという事も一つありますが、その急流激流の所で年齢制限がないという事になると、年配者あるいは年少者が転落したと、当然ヘルメットあるいはライフジャケットはつけていますけれども、そういう所に限って大きな石や急流があるわけです。そういう場所で転落して、もし骨折あるいは打撲、そして思いがけなく水を飲んで溺れるという事もあります。私が参加した時は宮中で確か40トだったのですが、あの時でも充分楽しめましたし、ただ川幅の広い所に行きますとどうしても座礁します。そのインストラクターの方が非常に慣れている方で、乗っている方の体重移動で難なくクリアして行った。インストラクターにもよるのではないかと。色々な、アドバイザーの方です。40～50トくらいであれば、もしも転落しても危険はそれほどないけれども、量が多ければ多いほど危険も増してくるのは当然の事ではないかなと思っています。

(委員長)

計画する時には今のご意見等参考にさせていただきます。

(大熊アドバイザー)

先ほどの宮中ダムでの水温が何度で28℃を超えるのかという質問ですが、この素案と書いてある総括報告書の3の1の2の15ページあたりを見ますと、比較的分かるのではないかなと思います。これは右のほうは宮中ダムで下流、どんどん左のほうへ行くと赤色になって、時間ごとに追いかけていって水温がどう変わっているかが表現されているもので、宮中ダムの所では23℃とか24℃だったのが、柴橋・川井大橋に行くと水温がだいぶ上がって赤くなっているという状況が分かるので、宮中ダムへの流入量が28℃を超えるような水温は入ってこないかとご理解いただければと思います。もっと詳しいのはいずれ出てくると思います。

(高橋委員：高山地区振興会)

15-1ページですが、水質については河川の水質と流量についてはあまり明確な関係を見出すことができなかったというような事ですが、その下の二つ目には、宮中の取水ダムから流した水の影響の強い所という書き方があって、やはりその辺の宮中の水、もっぱら上流から流れてくるのは良い水なのかなという気はしているのですが、ただその宮中の放流水質が支配的でない所というのはどの程度水温が上がっているのか。それが他の水質に与える影響、水温とか、そういうものの調査結果というのではないのでしょうか？

(事務局)

水質につきましては圧倒的に宮中ダムから放流される信濃川の本流の汚濁負荷量が下流にも支配的に与えているという事で、宮中ダム以降下流から流入する負荷量がほとんど信濃川の水質には影響を与えていません、だから宮中ダムから放流される水質によって、宮中ダム下流の信濃川の水質も決まってくるという報告になっています。水温は今後さらにまた細かい分析をし、いま大熊先生からもお話がありましたが、宮中ダムの上流ではおそらく28℃を超えるような水温にはなっていないと思われませんが、それが下流で水温上昇しているわけですが、それについて細かい解析分析をするというような形で今後予定される中でもっと詳しい報告が出てくるものと考えております。参考までに、宮中取水ダム試験放流検証委員会総括報告書の厚い資料の3-1-1-3というページがございます。そちらを見ていただきたいのですが、こちら、汚濁負荷量の資料にですが、試験放流による調査の対象区間の上流、それから対象区間下流で原単位の量といえますか、それを参考としてグラフで示されています。この表を見ていただくと分かる通り原単位ですので、原単位というのは一定の面積に対する単位になっています。宮中ダム上流は面

積も圧倒的に大きいですし面積あたりに出す負荷量も大きいわけですので、対象区間は原単位自体も低いですし面積もものすごく小さいので、我々のエリアが河川に汚濁負荷を与える影響はすごく小さいということで捉えていただければと思います。

4. 協議事項

試験放流後の信濃川のあるべき姿として望ましい放流方法等について

〈質疑応答〉

(数藤委員：川西土地改良区)

一点要望があります。農業用水についての配慮の件です。資料でいただいた中でも、11月18日ですか。第5回信濃川あり方検討委員会で水の利活用の中で釣りとか流雪溝用水、農業用水という形で非常に関心が高いという報告がされております。その中の7ページから「現行の試験放流量は一定量の発電やかんがい用水への供給の必要性がある事を理解したうえで決定をしたので、それを踏まえて議論すべき」というように書いてあります。先ほどの放流方法と放流量については一切触れられていないという感じがします。固定量の放流を決めてないという事自体は別に問題はないと思いますが、その中でサケの遡上期を夏期というのにした場合、水の量が非常にかんがい用水に影響されてくると懸念される時がこの異常気象の事を考えると今後ずっと平穏な道はないと思われまますので、そういうものを考えると河川管理者にある量を決めたために何度も協議をしなくてはいけないという事も想定されますので、この7ページに書いてあるようなものも提言に入れていただきたいと思います。この件については川西振興会の柄沢さんは川西地区で、かんがい用水の地域で農地を持っているので当然賛成していただけるといいますし、農協の方も米の品質に影響されると思うので、どのような意見か分かりませんが、委員にも土地改良区3団体ありますし、是非この7ページに書いてあるようなものも提言に入れていただきたいと思います。

(柄沢委員：川西地域振興会)

20ページの放流量の書き方のところで、実際に使わなければいけない水の量はやはり確保すべきというような、水の利用についても触れておいたほうがよろしいかなと思います。宮中から川西側だけでなく、千手発電所から妻有大橋を渡って、旧十日町市側の信濃川沿線（中条・下条）のほうまでかんがい水が行きますので、それらを合わせて考えれば大事なご意見かなと思います。もう一つ、「高水温期に28℃を超えないような放流量」という事ですが、これの定義が少し曖昧ではないかなと思われまます。先ほどの分厚い資料のグラフがありましたけれども、3-1-2-15ページですが、実際にはその赤いところがどの地点でそれを避けるのか、全域でそれを避けようとするのか、それとも特定の場所を決めてそこの水温が28℃以上にならないように配慮するのか、その辺が少し前の資料でも明確ではないような気がしていますので、そこを少しお話しいただければと思います。

(事務局)

高水温期28℃を超えないような放流量を求めるというこの定義というお話ですけど、試験放流の調査の段階では十日町橋・妻有大橋・栄橋・川井大橋辺りを中心に水温を測ったわけですが、その中で十日町橋と妻有大橋は28℃を超えてなくても下流に行けば超えているという、そういった場面があります。それを下流の橋に行っても28℃を超えないというのが望まれるという考えですので、基本的には全ての調査ポイントで28℃を下回るという考え方でおります。

あと農業用水の件でございますが、維持するための流量というのはあくまでも水利権を持っている水利権者の水が確保されたうえで余っているものが流されるというルールになっております。農業用水をまず先に水量が少ない場合はそれを確保されたうえでその余っている中で60ト以上余っていれば60ト流す、40ト以上余っていれば40ト流す。仮に信濃川の流量が40トとか50トという事で農業用水のために40ト流さなければならぬという事になると、宮中ダムからは10トしか放流出来ないみたいな形になります。ただし今の河川流況ですとそこまで減っている流量ではございませんので、今後そういう事はないのかなというふうには考えておりますが、あくまでも水利権者が優先されるという考えのもとで初めて放流量が決まってくるというふうに考えております。

(委員長)

権利がきちんと守られるという前提の中での今の取りまとめとご理解いただければと思います。

(数藤委員：川西土地改良区)

例えば100ト流すような設定をしたとします。そういう時100ト流せば影響があるという事だけれども河川管理者に協議する話になるのではないのでしょうか。

(事務局)

そうではなく水利使用上、農業用水などを確保するための流量を最低限流しておいて残っている中から量を決めます。仮に100ト流せといても100トは流せないという事はありえますので河川流況によっては、あくまでも水利

権者の要請が確保されたうえでの流量放流になります。

(数藤委員：川西土地改良区)

ここに載せなくても十分配慮していただけるということでしょうか？

(事務局)

はい。そのように考えております。

(委員長)

権利者の水が最優先に考えられるという事です。

(田口委員：JA十日町)

今ほど川西土地改良区の事務局長が触れているわけですが、近年の異常気象の中でこの2、30年くらいの間で何度かあったのですが、決められたかんがい用水を出してそれを使っているわけですが、実はかんがい用水としての信濃川の水のない地域、川西の場合はダムでやっているのですが高温期が非常に長期間にわたってダムが枯渇する。そうした時に当然支流の川も少なくなっている。そういう時に決められた水量だけでは実は大変な骨折りをしている事がある。これは1シーズンずっと続くわけではないのですが、8月に入ってからの20日間くらい、そういう事があります。それで寺ヶ崎のJR用水のポンプアップの場所からの水を下流域では使っているのですが、その水を使ってその上段に流さなければならない箇所もある。そういう時にポンプアップしているのですが、北沢川の水が全く無くなるほど上げないと間に合わないというような状況も実はある。そのような時、全くの異常の状態なのですが、そういう事があります。近年私が覚えているだけでも2、3度は必ずある。そのような時にJRさんから異常の時にはポンプアップ水量を頑張って補填していただくという、そういう時々に応じた地域のために臨機応変にやれるというようにしてもらえれば大変有難いと思います。それについては洪水時や春先の湧水時期には水量も増えているわけなので、大いに利用してもらいながらその辺を臨機応変に、地域だけの話事で可能にもらえるようなそういう事が出来ないのかなど。でたらめにするという事ではもちろんないですが、特に米の品質・食味を大事にしていかなければならないというような今の時世であります。それに対応するには水というのは非常に大事な要素になっているので、そのあたりを柔軟に水利用が出来るような方策が文言として取り入れられれば大変有難いなというように思います。難しい面はあるのかもしれませんが。

(事務局)

今の件についてはどちらかという個別的な課題的な要素も多くございます。また別の機会にそのあたりのお話をお聞きした中で対応が出来る事があれば対応していくという事で、ここに載せるという事はちょっとどうかと考えますので、事務局としては後で別の席でお話をお聞きしたうえで対応出来る事を対応していければ考えています。

(高橋委員：高山地区振興会)

今の件に関連してですが、固定量は期別で対応というのものもある意味では納得はしている部分もあるのですが、地域の要望を聞くと「流雪溝を作ってほしい」という声が多くでていますが、冬は水を少なくするという事になると、今でも流雪溝があって徐々に増やしていくわけですが、今まで1時間半ある時間を15分短くするとか20分少くとかいう形で、水量の確保、多くできたのに水がその分増えていない部分というのをそういうところで調整していると思いますし、今の流雪溝の水を全部が信濃川から頼っているとは思ってはいませんが、どこからどれだけのものを取っているのかというのは分かりませんが、今後も流雪溝を作ってくれという要望が多い中で市も徐々に生活環境を整えるとするとうようなものを作った場合に先ほどの農協さんの理事長の発言と同じで、今後そういうものが柔軟に対応出来るものなのかどうかというところをお聞きします。

(事務局)

流雪溝用水につきましても、市民の広範囲の方々からご要望をいただいておりますので、今後流雪溝エリアを広げていく、あるいは新たに水利権取得をしていくという事になると、信濃川の水利権を獲得するという方向性も頭に置きながら整備を図っていきたいと考えております。

(高橋委員：高山地区振興会)

是非弾力的にやっていただきたいと思います。

(小林委員：十日町土地改良区)

一点だけお願いします。第7回の信濃川あり方検討委員会の資料のほうの22ページでございますが「4. 今後の利活用、環境調査フォローアップ等について」の中で「委員会等で提案する」とありますが、その中で委員会の具体的なイメージみたいなものは、もう少し議論されたのか。例えば常設の委員会だとか、あるいは必要に応じて委員会を作るとか、あるいは関係者においても必要に応じて弾力的に増やせるとか、その辺はどの辺まで議論をなされたのか教えていただければと思います。

(事務局)

委員会のメンバーについては河川管理者、十日町市、水利権者等の権利を持つ方、それから利用者の方等をメンバーとして想定しています。ただそれを常設とするか、臨時的にするか、随時増やしたり減らしたりできるのかというところまではまだ議論はしていません。

(村山委員：十日町市観光協会)

最後の「4. 今後の利活用、環境調査フォローアップ等について」ですけど、前回の委員会の時も田口委員さんからお話がありましたが、単に宮中の水を増やした減らしたという事も大きな問題ですが、この流域（地域）から流れ込む中小河川から流れ込む水、これは切っても切り離せない大きな問題だと思います。その中小河川をどのように市民が家庭から出す水、最近では下水道整備が進んでいるのでいいですが、市民が信濃川の環境を保つには私共自分たちが「水」という事について考えなければいけないという事を、この「4. 今後の利活用、環境調査フォローアップ等について」に、信濃川の環境をよくするには視点を変えれば中小河川の環境を整えるという事を市民のみんなで作らようという文言を加えたらどうかと思います。

(事務局)

今のご意見につきましてはおっしゃる通り、いくらこの地域の負荷量が少ないといっても周りの支川からの汚濁負荷量が増えれば信濃川に好影響を及ぼすわけがありません。確かに支川からの負荷量も大きく減らしていただきたいという思いは当然でございます。現実問題今の十日町市の下水道が普及する前は十日町市内は七色の川と言われるくらい川が汚れていて、この市役所前の中沢川も大変な汚濁物質を流していた状態でした。たまたま村山委員さんが言われるように下水道が普及した事によってこの地域からの負荷量というのは相当減ったわけですが、ただそれはいくらでも増やしていいというものではないので、もしそういう形でこの意見の中に記述をするという事であれば、5番のその他の中で事務局としては、なお十日町市における河川環境を維持するためにも市民からは積極的に河川への汚濁負荷量等の放流は減らす事を心がける必要がある、といった文章で5番のその他の中で今後河川環境を維持していくためには十日町市民も積極的に河川環境を考えて欲しいという言葉をもる事であればよろしいのかなと事務局としては考えますが、皆様のご意見をそこら辺のあたりでまとめていただければと思います。

(村山委員：十日町市観光協会)

今の回答で私はいいと思います。

(委員長)

水利権者やそういう方々、もしくは市民は逆に利用することだけやって義務的な事については一切ここでは触れていないので、逆に市民の協力する姿勢をだしていく必要があります。方法も含めて、そんな長い文にはならないと思いますが、最終的に市長に報告する中身については事務局と私とで検討して文言を少し加えさせていただく事でご理解いただければと思います。

(田口委員：JA十日町)

環境という言葉に当てはめると全ての事が入ります。中小河川の生態系という事も踏まえながらの文言を入れてもらいたいと思います。

(事務局)

生態系の事も当然配慮しながら中小河川の河川環境をよくしていくためには市民がこういう形で協力しなければならぬみたいな感じの文章にしたいとは思いますが、その文案につきましては事務局と委員長の協議でお任せいただくという形でよろしいでしょうか。それとも皆さんに一度案をお送りしてご承認をいただくという方法がよろしいでしょうか。

(田口委員：JA十日町)

私が生態系と言ったのは、中小の川の魚類が非常に少なくなっているからです。

(村山委員：十日町市観光協会)

流雪をするために川の形態をコンクリートで固めている、川の流れというのはその地域名、景観などもありますし、ホテルが住める・住めないというのも当然あるわけですから、そんな事を言えば今度は雪が大変だという話もありますけれども、相対的にそのあたりは田口委員のおっしゃるような生態的なところ、また市民自らもそういう事を理解しながら河川環境を守るといような事も文面に組み込んでもらえればいいのではと思います。

(事務局)

当然、流し出す市民の負荷量の問題もありますし、護岸整備的のものも当然ありますので、そういった部分は盛んに河川法もいろいろ改正された中で親水性の高い、ようはコンクリート張りだけじゃない環境に優しいといった流れになってきておりますので、そういった色々な事を考慮しながら文面に盛り込むような感じでは考えたいと思います。

(村山委員：十日町市観光協会)

結局それが信濃川のあり方という、環境の向上に繋がるわけです。

(事務局)

ただ支川の場合は川治川・中沢川は低水護岸、晒川もそうですが、雪対策の為にハード整備をした部分もありますので、支川全てをそういう形で親しみやすい護岸というのはなかなか難しい部分があります。一時、田川についても親水護岸をどうするかみたいな事で盛んに議論をされた事もありますが、そういった時代ですので、そういう方向性に持っていくような文言をここに盛り込めればと考えていますので、皆様のご理解がいただければと考えてい

ます。

(委員長)

中小河川は、どの川も現在災害復旧工事中ですが、自然災害の防止と自然環境をどう守るかという必ず二面性を持っているので、非常に表現が難しい。言葉ではかけるのですがなかなか具体的にという事になると極めて難しい。ただ、全くそこに触れないという事ではなくて、どういう形で触れているかという点と検討して今事務局から説明がありましたように、こんな形で持っていく必要があるのかと考えます。

(東委員：十日町市)

補足ですが、ラフティングガイドさんから聞いた話ですが、最近は都会の子どもたちがラフティングに来る。信濃川でやって、ガイドさんに質問したのが「なんで信濃川という普通の川はコンクリートで張ってないのに水が漏れないの」という話があったそうです。都会の子どもたちはコンクリートでやっているのが普通だと思っている。やっぱりそういう事じゃダメだなんていうのを思っていて、そういう部分で子どもたちに河川教育みたいな部分をしていくっていう部分はすごく大事だと思っている。コンクリートにしているのにも意味があって、委員長も言われたような災害から守るとか、雪対策だとか、そういう事を知ってもらうっていう事が大事なんじゃないかなと思います。だからどっちがいいとかどっちがダメとか、そういう話じゃなくて、そういうのをいろんな市民の方も含めて知っていただくという事が大事だと思っていますので、その河川教育、いろんな事を知ってもらうという観点で文言を出させて頂ければなと思っていますので、文言については先ほど事務局からもありましたけれども、委員長と事務局で確認をしていただければ有難いと思います。

(柄沢委員：川西地域振興会)

文言の件について、19 ページの具体的な月が書いてあるのが、「融雪がおさまる5月末、3月末までを冬期とする」というようになっているが、その間のサケの遡上期、融雪がおさまってサケの遡上期、サケが遡ってくるまでの間を夏とするという事ですが、これだと他になぜ月が入っていて、ここだけ遡上が終わる、概ねだいたい何月中旬とか下旬とか末とか、なんでそこだけ数字を入れてないのかなというのはちょっと不思議です。あまりにも抽象的すぎやしないかなと私は思うのですが。9月半ばまでの夏、そこから11月の半ばまでを秋というような、より具体的なものを。あまりにも抽象的すぎるので誰が見ても分かるようにしたほうがいいのではと考えます。

(事務局)

入っていない事については、決められなかったというところが正直ありますが、現在の試験放流の夏が9月10日まで。9月11日から11月10日までが秋という形になっていますが、9月10日というのはサケの早期遡上群が遡ってくるのは9月頃だと。あるいはかんがいの関係で9月10日という区切りも一つあるのですが、それに対してその一方、ラフティングとか川下りの河川利用はいつまで出来るの、主に夏だろう。でも夏と言った時にその9月の前半で終わっていいのか。いや10月いっぱい十分できるというような議論がありまして、正直いろんな利活用とか環境面でこの秋と夏の境目が重なる部分がありまして、そこでここでは示していない、示せなかったというのがあります。なぜというところは理由としては今のような形になります。もし皆さんのほうで決めるべきだという事であれば、議論いただきたいと思います。

(柄沢委員：川西地域振興会)

たまたま今晚振興会の役員会があるものですから、この資料の最後の部分、この協議事項のこれについて決まったところだけはコピーを取れるところはコピーを取って皆さんにお配りをしたいなと思いました。ただ、自分が説明出来ないものを提示するわけにもいかないの、ここはどう説明するのかと思います。期別と書いてあってなおかつオーバーラップしています。ちょっと説明するほうが難しい。言っている事はよく分かるのですが、文章として出す時に難しいのではないかと思います。

(委員長)

もう一つは、明確に出来ないという部分では事務局から説明がありまして、秋期は概ね11月10日頃という事になっているわけですが、ただサケの遡上自体も「いつ」というのをなかなか漁協さんも自然を相手ですので、早かったり遅かったりというのは当然大きくなっている。ここまでが遡上期の始まり、ここから始まってここまで終わるとい、それが明確にできないから自然形態の中でも出てきてしまうのでどうしてもアユとサケの関係とか魚類もそうなのでしょうけども、非常に自然に流れてきているというのは推測していますので、非常に推測しにくい。一定ではないという。そういう事からもどうしても明確に示せなかった部分もあります。

(長谷川委員：中魚沼漁業協同組合)

遡上期と限定すること、これは非常に難しいです。その年によって色々変わります。しかしながら一般的にここで言う遡上期というのは、我々は県から捕獲を許可された期間の中でかつ我々はサケを生業としてサケを捕獲する期間がサケの遡上期と考えるのが一番合理的ではないのかと思います。ちなみに県から許可をもらうのは9月20日くらいから12月いっぱいまでが許可期限です。そこまではサケの遡上期、実際どの程度漁をするのかというのは、その年の漁の具合にもよりますが、だいたい9月末から11月中旬くらいまでが実際に漁をする期間かと思っています。というのは、まだそれ以降もサケは遡ってきます。12月になっても十日町で確認されています。9月中旬から11月中

旬くらいまでがサケの遡上期というのが我々としては一般的じゃないかなと。何日かというのは馴染まないと思います。

(委員長)

その時に漁協さんなりに対応していく期間があるわけですので、なかなか明確に出来ないというのもさっき申し上げたとおりですが、どっかで線を引けないかという話が我々の中で議論があったのですが、表現としてはある程度流動的、そういう形で理解出来たり動きやすいような形をJRさんが判断・協議した中で対応出来る、そういうのを含めて曖昧にしてあるというのもあります。なかなか色々な議論をした中での苦肉の策というふうにご理解をいただければと思います。

(東委員：十日町市)

地域に説明するのに明確になっていないのは困るというお話ですが、説明する時にはある程度の9月中旬だとか11月中旬だとか、そういう形で説明していただくのは全く問題ないと思いますので、具体的に日付を書くとそこがズレては困るという話ですので、そのくらいだという認識でやっていただければ問題ございません。

(山田委員：信濃川をよみがえらせる会)

今の期別の件は、どの段階までいけば具体的に表現できるのか、できればそのあたりまでお示したほうがいいのではないかと思います。そういった事があったほうが確かに各団体に説明しやすいのではと思います。それともう一点、先ほどの支川の河川環境や魚の件の事で、事務局側は5番に付け加えるというお話ですが、私としては4番の「協議できる場」のところに付け加えるべきではないかと聞いていて感じました。例えば信濃川、これからの信濃川についてというところから「信濃川流域について」とか「信濃川、またその支流について」とか、少し書き加えればレジャーや環境保全もありますし、4番への追加がいいのではと思います。

(数藤委員：川西土地改良区)

私は逆に信濃川あり方検討委員会でやっているのですから、5番その他のほうが、事務局の案のほうがいいと思います。

(事務局)

事務局としましては、今後、宮中ダム試験放流検証委員会・信濃川水環境検討協議会に向けての市長の考え方をまとめ、報告するために皆さんからお集まりをいただいている、中心はあくまでも信濃川の議論という考え方で事務局としては整理をしていきますので、その他の付記のところでは支川の事については市民もこういう事を考えてもらいたい、あるいは河川を整備していくうえでは河川の環境もこういう整備の仕方もしっかりと考えていかなければならないみたいな形で整理をつけたほうがいいのかなどという事で提案をさせていただきました。あくまでも信濃川のあり方をどうするかという議論を皆様にしていただく場であったという事を踏まえたうえでの事務局の発言でございます。

(委員長)

一点目の質問の返答をお願いします。

(事務局)

はい。この後また宮中取水ダム試験放流検証委員会と信濃川中流域水環境改善検討協議会が開催されます。その開催までにはおそらく何らかの方向も示されると思いますし、あとは最終的にその協議会の結果を受けて今度次はJRさんの更新の申請というも行われるわけですが、そのスケジュール的なものというのはまだちょっと非常に固まっていない部分がありますので、いつ頃になればというのは正直、はっきり申し上げられない状況です。

(長谷川委員：中魚沼漁業協同組合)

今、信濃川だけでなく支流等の環境の改善、どこに入れるかは別にして、確かに大切な事だとは思いますが、ただ、それを入れてだけで終わってはいけないと思います。それをどうやって市民によく知らしめて具体的に何をやるかというところまで今後、行政として考えてほしいと思います。ちなみに我々は信濃川を我々の魚場として使わせてもらっておりますので、支流の環境に力を入れております。ちなみに我々は信濃川に入る支流全部に漁業権を設定させてもらっているのです、そこで河川工事等があると全ての工事にあって漁協の同意が必要です。その時にどういう広報でどんな形で工期はどれくらいでなど、全部協議をしているので、我々は河川環境に悪い影響がないように、逆にこう改良すればかえって環境はよくなるなど事前協議を行っている。その他に秋になると各小学校にサケの稚魚の飼育をお願いしている。だいたい一時間とか二時間半、二回行ったり三回行ったり、そこでいろいろレクチャーをする中で、サケを放流する川は綺麗にしないとサケが戻れなくなるからと、そういった環境教育を併せてやっているのです、是非実行できるような対応を行政のほうにお願いします。

(委員長)

今の発言は要望という事で皆さんご理解ください。そろそろ総括させていただきたいと思います。それでは今までの説明と具体的には事務局等の答弁に足しますと、5番その他の中に中小河川のいわゆる市民への協力、もしくは市民との共生と申しますか、そういう意味の文言、河川環境を維持していくという部分の文言を入れて素案としてこれから作成しますけれども、その辺を入れるのが前提という事と、もう一つはまださっき反対も賛成も頂かなかつ

たと思うのですが、事務局と委員長の方に今の文言に関してはお任せいただけるという事でよろしいでしょうか。それと、最終的に市長のほうに報告する中身については皆さんのほうに全部郵送なりお知らせする中身として文章等でお届けをするような感じで、皆さんのご理解をいただければ取ってそれでまた再度意見等を集約するとかというところまでいかななくてもよろしいでしょうか。

(全 員)

はい。

(委員長)

それでは本日協議になりました 1～5 項目につきましては、少し訂正をするというような事を前提としまして皆さんからご承認をいただきたいと思っております。賛成いただける方につきましては挙手を願います。

「挙 手」

・佐坂委員以外 挙手

(佐坂委員：J R 信濃川発電所業務改善事務所)

賛成・反対というのがありましたけど、うちは賛成・反対という立場ではありませんので、ご意見を伺ったという事で理解をさせていただきたいと思えます。今までのあり方検討委員会の中のお話を聞きまして、私共、5 年前に水利権の許可をいただき、この地で発電をさせていただくことをご承認いただいて地域の共生・河川環境との調和を図るために実施して参りました。水利使用の許可が、今後期間更新という事であります。今日は専門部会・あり方検討委員会の皆さんのご意見を伺えたと考えております。5 年前、関係河川使用者の皆様とのお約束に基づいて、河川環境との調和を図るために試験放流等も実施して参りました。その検証委員会・中流域協議会が 3 月中には今後示されると伺いましたので、今回頂いたご意見、河川使用者の皆様のご意見を参考にして、真摯な協議を行ったうえで、期間更新の手続きを行わせていただきたいと思います。

(委員長)

佐坂委員のこの会議での立場は皆さんがご理解されていると思えます。これから市長がどう対応していくのかについては、あたたかく見守っていただければと思えますし、興味・関心を持っていただきたいと思います。

5. その他

今後の予定について

(事務局)

本日の議論を受けて資料を訂正し、委員の皆さまへ再度送付します。その後池田委員長同席のもと市長へ報告します。市長はそれを受けて信濃川中流域水環境検討協議会に臨みます。その協議会の結果は後日委員へ送付します。

6. 閉 会